

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南魚沼市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧大和町地域

(1) 現況

本地域は、越後三山と魚沼丘陵に囲まれた急傾斜地域で、稲作を中心に、特産品であるスイカ等、園芸品目の栽培も盛んに行われている。生産される「南魚沼産コシヒカリ」「八色スイカ」は、高級ブランドとして有名であり、その価値を向上させるため、環境負荷の軽減を図った特栽米などの生産を推進している。

また、棚田等において稲作経営がされ、加えてこの地域は特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号及び同項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧六日町地域

(1) 現況

本地域は、八海山と魚沼丘陵に囲まれた急傾斜地域で、稲作経営により高級ブランド米の「南魚沼産コシヒカリ」を生産している。近年、その価値を高めるため、環境負荷の軽減を図った特栽米などの生産を推進している。

また、棚田等において稲作経営が行われるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号及び同項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧塩沢地域

(1) 現況

本地域は、巻機山と魚沼丘陵に囲まれた急傾斜地域で、高級ブランド米の「南魚沼産コシヒカリ」を生産している。近年、その価値を高めるため、環境負荷の軽減を図った特栽米などの生産を推進している。

また、棚田等において稲作経営がされ、加えてこの地域は特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号及び同項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧大和町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧六日町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧塩沢町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に係る対象農用地の基準等については、以下のとおりとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地

の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法、山村振興法の指定地域 ……旧東村、旧上田村

豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された特別豪雪地帯 ……市全域

棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域 ……市全域(旧浦佐村、旧大崎村を除く)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地(勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地)

(a) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)

(i) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率が30%以上であり、かつ、耕作放棄率が田5%以上、畑(草地を含む)10%以上とする。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

(オ) 棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、(ア)の基準を満たすもの及び(ア)の農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地であって、(エ)の基準を満たすもの。

(2) 集落協定の共通事項

1) 協定構成員の事務負担軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ま

しい。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、南魚沼市農林水産ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

- ① 現に自然災害を受けている農用地については、実施期間の最終年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置づけられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。なお、被災の規模が甚大である等のため復旧に長時間を要すると市長が認めた場合や実施期間の最終年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が実施期間の最終年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。

- ② 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。